

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

文部省令第1号
昭和51年1月10日
文部大臣 永井 道雄

学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年法律第59号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第一条 …略…

(私立学校法施行規則の一部改正)

第二条 …略…

(学校基本調査規則の一部改正)

第三条 …略…

(私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正)

第四条 …略…

(文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則の一部改正)

第五条 …略…

(日本私学振興財団法施行規則の一部改正)

第六条 …略…

(学校法人会計基準の一部改正)

第七条 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第30条第1項第2号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

附則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年法律第59号)の施行の日(昭和51年1月11日)から施行する。